



感染拡大予防のために

風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

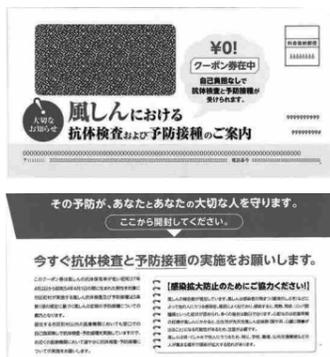
令和4年3月31日までに限り、対象者は風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

対象者には4月中にご案内とクーポン券をお届けします。

▶ **対象者** 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

対象者①…昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（令和元年6月に送付済み）で、まだ抗体検査・予防接種がお済みでない方

対象者②…昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性で、未交付の方または交付を受けた方で抗体検査・予防接種がお済みでない方



封筒の見本

※通知は令和2年1月末現在の情報を基に作成しています。すでに抗体検査・予防接種がお済みの方は再度受診する必要はありません。

※**昨年度お届けしたクーポン券（有効期限：2020年3月）は使用できません。**お持ちの方は破棄してください。クーポン券を重複して使用した場合、2回目以降の抗体検査や予防接種は自己負担となりますのでご注意ください。

▶ 抗体検査・予防接種までの流れ

①お届けするクーポン券を利用して、抗体検査を次のいずれかの方法で受けます。

- ・指定医療機関で受ける
- ・能美市特定健診（国保の方）または事業所健診（社保の方）と同時に受ける

②抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。

③お届けするクーポン券を利用して、指定医療機関で風しん第5期定期予防接種を受けます。

○詳しくは、クーポン券に同封されているご案内をご覧ください。



対象年齢の方には受診費用の助成を行っています

人間ドックの申請が4月1日から始まります

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

令和2年度の間人ドックの申請が始まります。ドックが受診できる病院は、能美市立病院・芳珠記念病院・寺井病院です。また、次の対象年齢の方には、受診費用の助成を行っています。健康保険証をお持ちになり、健康推進課、市民窓口課または寺井・根上窓口センターで申請をお願いします。

<ドックの種類>

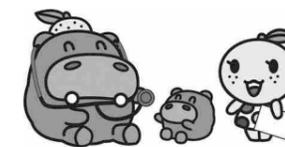
- 血管ドック：心臓病や脳卒中、糖尿病、腎臓病などの生活習慣病に関する検査
- がんドック：呼吸器、消化器系、肝臓、前立腺、乳房、子宮のがんに関する検査
- 脳ドック：脳卒中や認知症、脳腫瘍などに関する検査

<対象年齢>

- **血管ドック** 30歳～74歳（昭和21年4月1日～平成3年3月31日生まれ）
- **がんドック** 40歳～74歳（昭和21年4月1日～昭和56年3月31日生まれ）
- **脳ドック**
50歳（昭和45年4月1日～昭和46年3月31日生まれ）
55歳（昭和40年4月1日～昭和41年3月31日生まれ）
60歳（昭和35年4月1日～昭和36年3月31日生まれ）
65歳（昭和30年4月1日～昭和31年3月31日生まれ）
70歳（昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれ）

<自己負担>

保険種別	ドック種別	自己負担額	
国保	血管ドック	節目年齢の方	8,800円
		節目年齢以外の方	7,280円
	がんドック	肺CT検査	13,600円
		胸部X線検査	12,000円
脳ドック		9,600円	
国保以外の医療保険	血管ドック	節目年齢の方	17,600円
		節目年齢以外の方	14,560円
	がんドック	肺CT検査	27,200円
		胸部X線検査	24,000円
脳ドック		19,200円	

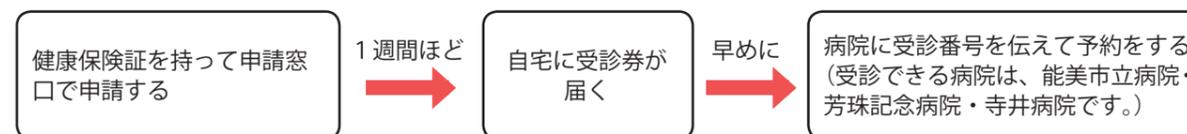


<申請窓口>

健康推進課、市民窓口課、寺井・根上窓口センター

※申請書は各申請窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

<申請から病院予約までの流れ>



※市税などに滞納がある方は、助成を受けられない場合があります。

<注意事項>

- ・血管ドックとがんドックについては、市および職場の健診で重複する内容を受診した場合は受けられませんのでご注意ください。
- ・血管ドックの節目年齢の方は、糖尿病に関係する精密検査を実施しますので、がんドックと併用される場合は、1泊2日ドックになります。
- ・脳ドックは申請が遅くなると、年度内に予約が取れず、受診できなくなる場合があります。受診をお考えの方は、早めの申請と病院への予約をお勧めします。
- ・治療中の方は、主治医と相談の上で、申請してください。
- ・糖尿病で薬剤治療中の方は、かけはしチェック（能美市医師会糖尿病合併症検査・食事指導・療養指導）のご利用をお勧めします。詳細については、主治医または市健康推進課へお問い合わせください。
- ・6月以降にドックを受ける場合は、6月初旬に市から送られる特定健診やがん検診の受診券（ピンク色）が必要になりますので、受診の際には忘れずにお持ちください。



4月1日から6月1日まで

ご自分の土地・家屋の価格などを確認できます

問 / 税務課 (☎ 58-2206 FAX 58-2292)

<土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧>

令和2年度のご自分の土地・家屋の価格やその周辺の価格などを縦覧帳簿で確認することができます。縦覧できる方は、市内に土地・家屋を所有する納税者です（非課税や免税点未満などの理由で課税されていない方は縦覧できません）。

▶ **期間** 4月1日（水）～6月1日（月）8時30分～17時15分 延長窓口日（火・木曜日）は19時まで ※土日祝日を除く。

▶ **場所** 税務課（本庁舎）

▶ **必要なもの** 代表者印（法人の場合）／本人確認できるもの（運転免許証など）／代理人の場合は委任状

▶ **手数料** 無料

<固定資産課税台帳の閲覧>

令和2年度の固定資産課税台帳に記載された所有資産の内容について、年間を通して閲覧することができます。また、土地・家屋を借りている方も該当する土地・家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができます。

▶ **場所** 税務課（本庁舎）、寺井・根上窓口センター

▶ **必要なもの** 代表者印（法人の場合）／本人確認できるもの（運転免許証など）／代理人の場合は委任状／借地・借家人の場合は賃貸借契約書など権利関係の確認ができるもの

▶ **手数料** 300円

※4月1日（水）～6月1日（月）は無料

子宝支援給与金支給事業を拡充します

子宝支援給与金支給事業について、令和2年度から下記のとおり制度を拡充します。

■**特定不妊治療**（すべてのご夫婦に対して拡充）

これまで		令和2年度から	
助成限度額 (自己負担の2/3助成)	80万円/年度	助成限度額 (自己負担の2/3助成)	100万円/年度
助成回数	県の助成回数 +2回/年度	助成回数	制限なし

➡

■**一般・特定不妊治療**
(治療継続中で転入されたご夫婦について拡充)
令和2年4月1日以降に転入された治療継続中の夫婦であれば、能美市在住1年未満であっても、右のとおり市の助成対象とします。

対象治療	令和2年度から
一般	転入日以降の治療分
特定	転入日以降に治療が終了した分

▶ **問い合わせ** 子育て支援課 (☎ 58-2232 ☎ 58-2293)

**期間が長くなり、より助成を受けやすくなります
妊産婦医療費助成の申請期限が変更になります**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 ☎ 58-2293)

能美市では、妊娠・出産に伴う医療費の医療保険一部負担金相当額を助成しております。

妊娠・出産に伴う医療費助成について、令和2年4月1日から次のとおり制度が変更となります。申請できる期間が長くなることで、より助成を受けやすくなります。

対象医療費	申請期限
令和2年3月31日までの受診分	診療日の翌月から6ヶ月以内
令和2年4月1日以降の受診分	出産の翌々月から6ヶ月以内

任用期間：令和2年5月1日～令和3年3月31日
能美市会計年度任用職員（非常勤職員）募集

申・問 / 我が事丸ごと推進課 (☎ 58-2234) 〒 923-1297 能美市丸丸町 1110 番地

募集職種	採用予定人数	勤務時間	勤務場所	休日	受験資格・その他
在宅医療・介護連携コーディネーター	1名	平日(週5日) 8時30分～17時15分 (週35時間)	市役所	土・日曜日、祝日、年末年始(業務により休日勤務がある場合があります。)	医療専門職の資格を有し、能美市またはその周辺に居住する通勤可能な人

- **申し込み方法**…4月17日(金)までに(必着)、市販の履歴書(JIS規格A3版)に必要事項を記入の上、我が事丸ごと推進課へ提出してください。
- **試験について**…一次試験が書類選考、二次試験が面接です。(日程等は、申込者に直接連絡します。)

**小・中学生のための
就学援助制度**

問 / 教育総務課 (☎ 58-2270、☎ 55-8530)

経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。

▶ **援助の内容**
学用品費/新入学用品費/修学旅行費/学校給食費/卒業アルバム代/日本スポーツ振興センター掛金など

援助が受けられる保護者

- ①生活保護の停止または廃止を受けた方
- ②児童扶養手当を受給している方
- ③市町村民税が非課税の世帯または減免されている方
- ④固定資産税、個人事業税のいずれかが減免されている方
- ⑤国民健康保険税が減免または徴収を猶予されている方
- ⑥国民年金の保険料が免除されている方
- ⑦そのほか、市教育委員会が援助を必要と認める方

※昨年度受給された方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

**児童扶養手当の月額が
4月から変わります**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232 ☎ 58-2293)

児童扶養手当の月額が4月から下表のとおり変更となります。

	全部支給	一部支給
本体額	43,160円	43,150円～10,180円
2人目(加算額)	10,190円	10,180円～5,100円
3人目(加算額)	6,110円	6,100円～3,060円

支給区分は、所得に応じて算定されます。

児童扶養手当は父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている父子・母子家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

▶ **対象者** 児童扶養手当は父子家庭の父、母子家庭の母または父母にかわって児童を養育している方

**寡婦等医療費特別助成制度を
ご利用ください**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、☎ 58-2293)

かつて父子・母子家庭であった方に対し、保険診療分の医療費の一部を助成しています。医療費の申請には資格の登録が必要になりますので、対象になる方は寡婦医療費の受給資格登録申請書を子育て支援課または寺井・根上窓口センターまでご提出ください。

- ▶ **対象者** 次の要件をすべて満たす方
- ・かつて母子家庭であった母、または父子家庭であった父で、能美市のひとり親医療費助成制度の対象であった方
 - ・65歳の誕生月の末日までの方(1日生まれの方は誕生日の前月まで)
 - ・市民税非課税世帯に属する方(生活保護受給者を除く)
 - ・同一世帯以外の方の健康保険等医療保険の被扶養者または所得税法上の扶養親族になっていない方

▶ **助成額**
(1か月の医療費自己負担分 - 3,000円) × 1/2
※1か月でかかった医療費の合計が3,000円未満の月は対象になりません。

**申請期限は5月25日
軽自動車税(種別割)減免制度**

問 / 税務課 (☎ 58-2206 ☎ 58-2292)

次のどちらかに該当する車両には、税の減免制度があります。申請期限は**5月25日(月)**です。この日を過ぎると減免を受けられませんので、該当する場合はお早めに申請を済ませてください。

- ▶ **対象車両**
- ①身体などに障がいのある方が所有し、その方のために使用される車両
 - ②身体などに障がいのある方が利用するために、車両構造を改造した車両
- ※**毎年申請が必要です**。前年度に減免を受けていた方へは、4月初旬に税務課から申請の案内を送付します。詳しくは税務課にお問い合わせください。
※新規または車両変更のあった方の申請は税務課のみで行っています。お気を付けください。



戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一次特別弔慰金が支給されます

問 / 福祉課 (☎ 58-2230 FAX 58-2294)、石川県健康福祉部厚生政策課 (☎ 076-225-1456: 4月1日以降の専用窓口)

▶ **趣旨** 戦後75周年に当たり、戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

▶ **内容** 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位者のご遺族お一人に支給します。

※ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が行うことになります。

▶ **請求期間** 令和2年4月1日から令和5年3月31日

▶ **支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(要件により順位が入れ替わる)
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)(戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります)
請求窓口…福祉課、寺井・根上窓口センター



食べ物のもったいないを考えてみましょう

「食品ロス」をご存じですか？



<食品ロスとは>

食品ロスとは、「本来食べられるのに捨てられてしまう食品」のことです。

近年は、恵方巻きなどの大量廃棄のニュースで「食品ロス」を耳にしたことがあるかと思いますが、身近な問題としては感じにくいかもしれません。

<食品ロスの約半分は家庭から>

日本の食品ロスは、年間約640万トン。そのうち約290万トンが家庭から発生しています。一人当たり換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約140g)の食べ物を捨てていることになります。食品ロスを減らすためには、家庭での取り組みが大切です。捨ててしまう理由は…

- 1位 食べきれなかった
- 2位 傷ませてしまった
- 3位 賞味・消費期限が過ぎてしまった

<食品ロスを減らすためにできること>

- **買い物時に「買いすぎない」**
 - ・ 買い物に行く前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認
 - ・ ばら売りや小分け商品を利用して必要な分を購入
- **家庭で「使い切る」「食べきる」**
 - ・ 週に1回程度、冷蔵庫一掃デーで残っている食材を使い切ろう。
 - ・ 食べきれない量を意識して調理しよう。食べ残しのないように！
- **外出時には「おいしく・適量を・食べきる」**
 - ・ 自分の食べきれない量を注文。小盛りメニューなどを利用しよう。
- **宴会などでは「30・10運動」幹事さんは食べきりを呼びかけて**
 - ① 味わいタイム…乾杯後30分はできたての料理を味わおう。
 - ② 楽しみタイム…親睦を深めよう。料理のことも忘れないで。
 - ③ 食べきりタイム…お開き前の10分はもう一度料理を楽しむ。

◆「賞味期限」と「消費期限」の違いは？

- ・ 賞味期限…おいしく食べることができる期限。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。
- ・ 消費期限…食べても安全な期限。期限内に食べきりを。
- ・ すぐに食べる食品は、陳列棚の手前から買いましょう。



令和2年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税(納入)通知を4月と7月に発送します

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)、介護長寿課 (☎ 58-2233 FAX 58-2292)

4月中旬に通知書が発送されるのは納付方法が普通徴収(納付書や口座振替による納付)の方と4月・6月に普通徴収から特別徴収(年金からの天引き)に変更になる方です。引き続き、特別徴収で納入される方には7月に通知書を送ります。

この通知書では、普通徴収の方は4月(1期)、5月(2期)、6月(3期)分、特別徴収の方は4月(1期)、6月(2期)、8月(3期)の保険税(料)額をお知らせいたします。

保険税(料)額はそれぞれ前年中の所得などで決まりますが、6月以降でなければ所得などが確定しないため、毎年1～3期分は前年度の保険税(料)額を基に仮に徴収させていただきます。

所得などが確定した後の7月に、改めて年間の保険税(料)をお知らせする納税(納入)通知書を送ります。所得に大きな変動があった方は、7月の通知時に大きく保険税(料)額が変更になる可能性があります。

すのでご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため所得税の申告が1か月延長されたことから、7月の通知に反映できない場合がありますので、ご了承ください。

※国民健康保険に、令和2年4月1日～6月22日の間に加入手続きされた方(後期高齢者医療保険は令和2年3月1日～6月20日の間に加入された方)の令和2年度分の保険税(料)の案内は7月に発送します。※令和2年4月2日～7月1日の間に65歳になる方の介護保険料の案内は、7月に発送します。

▶ 問い合わせ

国民健康保険税/後期高齢者医療保険料については…保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)
介護保険料については…介護長寿課 (☎ 58-2233 FAX 58-2292)



社会保険に加入したときは国民健康保険の喪失手続きを

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

市の国民健康保険に加入している人が会社の社会保険に加入したときは、その日から国民健康保険は使えません。国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

▶ 喪失手続きが遅れると

- ・ 保険税の負担が続きます。
- ・ 社会保険の資格取得後に国民健康保険の被保険者証を使用した場合、市の国民健康保険が負担した医療費分を後日返還していただきます。

▶ 喪失手続きに必要なもの

加入した社会保険の被保険者証/国民健康保険の被保険者証/印鑑(認め印)/世帯主と社会保険に加入した人の個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)/手続きにくる人の本人確認書類(運転免許証など)

※会社は国民健康保険の喪失手続きを行わないので、ご注意ください。



令和2年度の国民年金保険料が決まりました

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

令和2年度の国民年金保険料は月額16,540円です。国民年金の保険料は毎年度改定されますが、令和2年度は前年度から130円引き上げられました。

保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られる「納付書」で納めてください。納付書による納付は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、コンビニエンスストア、電子納付でできます。

▶ 問い合わせ

小松年金事務所 (☎ 24-1791 FAX 22-3933)



納付書以外にクレジットカードや口座振替による納付ができます。小松年金事務所または保険年金課、寺井・根上窓口センターでお申し込みください。